

SCOPE

未来への
羅針盤
スコープ

Jul. 2017
No.193

7
月号

特集

辻・本郷のエコ

～エコ・ファースト推進企業として～

大好評！
税務・税金の話

好評連載
労務のみらい
徳田孝司の「月刊マルトク堂」
もう悩まない事業承継・
M&A徹底解説
「マルトク」
新宿で近代産業遺産巡り

CONTENTS

01-03

辻・本郷のエコ

～エコ・ファースト推進企業として～

04 ●税金Q&A
持ち株会社のメリット・デメリットとは

05 ●労務のみらい
違法残業と企業名の公表

06 ●税金
非上場株式の評価方法の見直し

07 ●国際税務
外国と日本に本店・支店等がある法人の所得金額計算

08 ●もう悩まない事業承継・M&A徹底解説
業種別M&Aの動向～人材派遣業～

09 ●コラム
脈動するインバウンド市場

10 ●コラム
徳田孝司の
「月刊マルトク堂」

11 ぶらぶら徳田理事長と行く
「ぶらトク」

今月号のテーマ

「エコ」

今月の執筆者には、普段心がけているエコについてコメントをいただいています。

「あなたが
心がけている
エコ」

S T A F F

発行人
徳田孝司

編集総責任者
佐脇ゆかり

広報室
佐脇ゆかり
東方実菜子

編集長
表 純平(ラユニオン・パブリケーションズ)
編集
神 沙絵良(ラユニオン・パブリケーションズ)
市来聡一郎(ラユニオン・パブリケーションズ)
生出祐子(And-Fabfactory)
デザイン
片寄雄太(And-Fabfactory)
東方実菜子(辻・本郷 税理士法人)
撮影
吉永和志
ライター
浦田浩志

編集 株式会社ラユニオン・パブリケーションズ
印刷所 株式会社三千和商工
配送 株式会社レーベル

◎SCOPEについてのお問い合わせ、ご意見は
辻・本郷 税理士法人
〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6
JR新宿ミライナタワー28階
TEL:03-5323-3312 広報室
Mail:scope@ht-tax.or.jp

特集

辻・本郷のエコ

～エコ・ファースト推進企業として～

産業の発達や人口の増加を要因に、地球の環境は年々悪化しています。企業活動はもちろん、個人でもゴミの分別などを行うなど、ほとんどの読者が何らかの形で環境問題に取り組んでいるのではないのでしょうか？ 辻・本郷 税理士法人では、エコ・ファースト企業に認定され環境にやさしい経営に取り組むとともに、会計・税務を通じてお客様の環境経営を支援しています。



環境省 エコ・ファースト制度

辻・本郷 税理士法人の 3 つの約束

1

環境保全

会計・税務を通じて「環境にやさしい経営」の普及活動を全面的に推進します。

環境教育の振興

環境会計・環境税務の促進活動に取り組むことで、業界の発展を推進します。

2

3R の促進

自らの事業活動を見直し、環境負荷を低減することで循環型社会等の構築に向けて取り組みます。

3

環境省 エコ・ファースト制度とは

2008年4月に環境省により認定が開始されたエコ・ファースト制度は、企業が環境大臣に対し、自らの環境保全に関する取り組みを約束する制度です。認定された企業は、2017年6月現在、40社。会計業界では、辻・本郷 税理士法人のみとなっています。約束した目標の達成に向けて努力を続けますが、更新時には、変わらず取り組みを継続できているか、詳細な確認が行われています。

約束を作成する際には、明確なガイドラインが設けられています。規模の大小や達成の期間については、取り組む企業に委ねられていますが、先進性、独自性、業界への波及効果の、いずれかの方向性が必要と明記されています。内容に対しては、低炭素社会の形成の促進に係るもの、3R*の促進に係るもの、環境教育の振興に係るものなど、8種類に項目が分けられており、必ずいずれかに該当しなければなりません。

エコ・ファースト認定企業各社は、それぞれの事業内容や個性を活かした約束を制定しています。ぜひ、一度、公式Webサイト(<http://www.env.go.jp/guide/info/eco-first>)をご覧ください。

*3Rとは…使用済みのものにならないように製造・加工・販売するReduce(リデュース)、使用済みになっても再利用できるようにするReuse(リユース)、廃棄後に再生資源として再利用できるRecycle(リサイクル)の頭文字を表しています。

辻・本郷の エコ・ファースト

会計業界で唯一のエコ・ファースト認定企業となった辻・本郷 税理士法人では、前ページの3つの約束をしています。主な取り組みは、ペーパーレス化によるカーボンフリー社会への貢献と省エネルギー化。その取り組みの価値を、内部・業界内・お客さまやセミナー参加企業様に広めていくことを宣言しています。

会計業務におけるペーパーレス化の領域は上表の5つがあります。

従来から取り組んでいた(3)、(4)の工程は、順調にペーパーレス化が進行しています。(5)も時代の流れとしてe-Tax



©環境省「暮らしのなかのエコ・ファースト企業(第2版)」2016年7月
エコ・ファースト制度について(環境省)<http://www.env.go.jp/guide/info/eco-first/>

会計業務におけるペーパーレス化の領域

- (1) 証憑^{しょうひょう}の収集[お客さま]
- (2) 通帳データや証憑の電子送付[お客さま→辻・本郷]
- (3) 証憑の仕分けと入力作業[辻・本郷]
- (4) 月次もしくは年次決算書の提出[辻・本郷→お客さま]
- (5) 決算書の電子申告(e-Tax)[辻・本郷もしくはお客さま→税務署]

※取引を証明する会計書類等を証憑という。この場合、請求書や領収書など。



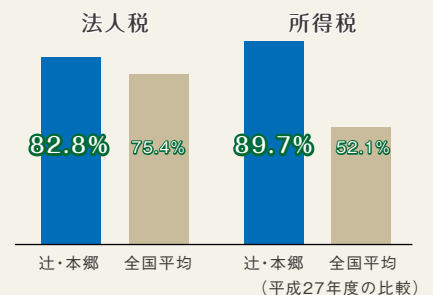
辻・本郷では、書類のやりとりに使っていた紙袋からながく使い続けられるエコバッグに切り替えました。

での申告が急増中。辻・本郷 税理士法人では、新たなお客さまには、基本的にe-Taxのみをご案内しています。

会計業務にまつわるすべての申告において、平成27年度の実績では、法人税で82.8%(全国平均75.4%)、所得税で89.7%(全国平均52.1%)と全国平均を大きく上回る電子申告を実現しました。

これらを総括的に進めるために行われたのが、2016年7月に行ったJR新宿ミライナタワーへの移転です。社内の作業環境

電子申告(e-Tax)利用率の比較



の標準をペーパーレスにし、フリーアドレス制を導入しました。約1年経過しましたが、順調に成果を挙げています。

現在、推進中のものは(2)、(4)の領域。クラウド版会計ソフトを利用することで、よりシームレスかつ安全な会計を実現しようとしています。もちろん、急進中のジャンルのため、万が一のことが起こらないように、細心の注意を払って導入し、1,200社以上の利用実績があります。

辻・本郷の環境保全の現場から

私たちは10年以上前から環境会計を推進し、会計業界から環境保全を図ろうと試みてきました。独自の取り組みを進めていた2008年に環境省よりエコ・ファースト認定制度という仕組みが実施され、2010年から参加することになった次第です。

ゼロからのスタートではなく、事前に課題や目標があったことで、スムーズに認定企業になることができました。とはいえ、会計業界から環境保全にアプローチをするには、難しい側面が多々あったことも事実です。

たとえば、製造業の場合は、設備投資や新技術導入により、工場から排出されるガスや排水などを数値で向上させる

ことができます。販売業の場合は、使用するパッケージを燃やせるものにしたリ、再利用・再資源化できるものにして実現できます。実際に見える形を現場レベルで実感できることは、企業価値に直結しやすい側面があります。

対して、私たちの取り組みは、すべて業務のバックヤードで行われてきました。削減したCO₂やペーパーレスなどの実績は数値化が困難でした。実感レベルでは、すっきりしたオフィスが目の前に広がっているだけです。しかし、いま、誰もが環境に対してアクションを起こすべき時代であり、会計実務全体の中にクラウド化やペーパーレス化を、効果的に組み込む提案が望まれる時代になってきました。

その変革期は、実は東日本大震災だったのかもしれませんが。特に津波の被災地域で事業を営んでおられた方々は、帳簿関係のすべてを津波に流されてしま

いました。それから数年後、このままではいけないと、一気に被災地の企業様からクラウド化していった印象があります。津波の浸水想定区域や都市部では、この動きに呼応するように、いま、ペーパーレス化とクラウド化の波が訪れています。



庭木 芳克 | 理事室・顧問

辻・本郷のエコ・ファースト制度における立案と運用のリーダー。各部門ごとにテーマを決めて環境保全に取り組む協議会の取りまとめを行っている。

名刺の裏面に印刷された、エコ・ファースト認定企業のロゴマーク。

未来型環境保全活動をさらに推進

辻・本郷 税理士法人では、左ページで述べた「会計業務におけるペーパーレス化の領域」の(1)と(2)が、近い将来に必ず求められるテーマと考え、すでに裏側では研究や試験的導入を進めています。

特に、ファイナンスとテクノロジーが

融合したFinTech、人工知能のAI、インターネットによりすべてがつながり制御するIoTは、すぐにも会計業界内で具現化しそうなほどの勢いを見せています。

たとえば、銀行やクレジットカードの明細が、自動で仕分けされて会計ソフトに読み込まれ、税理士のチェックや解析などを経て、お客様に決算書として戻っていくという流れが、すべてインターネット上で展開される未来はそう遠くはありません。

これら新技術の動きを素早く察知し、未来にまで残る使える技術を吟味していくために、辻・本郷の現場では、トライ&エラーを重ね、日々研鑽しています。同時に、e-Taxの導入や、さらなるペーパーレス化、環境保全の啓蒙活動など、地に足の着いた活動も、さらに力強く展開。「いま」と「未来」の両輪から、お客さまとともに未来を歩むパートナーとして、今後も辻・本郷らしさを活かした環境保全活動を実施していきます。

ぎもん・しつもん・お答えします

税金 Q&A

持株会社の メリット・デメリットとは

Q uestion

私は、不動産賃貸業を営む2代目代表者です。長男も専務取締役として経営に参画しています。会社の株式の多くは私が先代から相続し、その際に多額の相続税を納付しました。私から3代目への相続のときには同じ轍を踏みたくないと考えていたところ、取引金融機関から「持株会社」の設立を勧められました。持株会社の概要とメリット・デメリットを教えてください。

税金Q&Aでは皆さんの
税金への疑問にお答えいたします。
税務に関する質問を
scope@ht-tax.or.jp まで
お寄せください。

A nswer

「持株会社」とは、他の株式会社を支配する目的で、その会社の株式を保有する会社のことです。株式の保有を本業とするものを純粹持株会社、他の事業も行うものを事業持株会社といいます。

会社の経営権を安定的かつ円滑に承継することを目的に、持株会社を活用するケースも多く見られます。この場合、相続税の納税資金の確保につながり、事業承継対策になります。

仕組みは比較的簡単です。後継者（専務取締役）が出資して株式会社を設立します。次に、現状オーナー（社長）等が保有している株式をその会社が「時価」で買取ります。この株式の購入資金は取引金融機関から調達するのが一般的です。オーナーは株式の譲渡益に対する所得税（分離課税）を納付すれば、それ以外の資金は自由に使うことができます。

持株会社のメリットは、①換金性の乏しい非上場株式を現金化できる、②後継者が相続するのは株式ではなく現金預金等なので、将来の相続税の納税資金に充てることができる、③将来の株価上昇を抑制できる、④そして最大のメリットが売却した株式に係る相続税の問題から解放される——などです。

一方のデメリットは、①持株会社への株式の売却は「時価」となるので、総額は多額になる、②オーナーに株式譲渡益に対する課税があり、納税の必要がある、③「持株会社」の設立・運営について、登記費用等のコストや事務負担が生じる、④そして最大のデメリットが、多額の株式購入資金を準備しなければならないため、購入後の返済財源について慎重に検討する必要がある——などです。

取引金融機関にとっては融資拡大のチャンスであるため、積極的に勧めてくるものと思われますが、「時価」の算定と、「持株会社」の返済財源等をよく検討した上でご判断ください。

「あなたが
心がけている
エコ」

不要物の処分が大好きです。また、エコといえるかどうか分かりませんが、身体を動かすことも早足で歩くことも苦手なので、身体のカロリーを消費せずに節約していることもエコの一つでしょうか。（小林）

労務のみらい

～人は企業のプラットフォーム～

HUMAN RESOURCES

▲ HR室 小野 牧

違法残業と企業名の公表

2017年5月10日、「過労死等ゼロ」緊急対策の一環として、違法残業等で書類送検された企業名が、厚生労働省のWebサイトで初公表されました。

昨年12月26日、①違法な長時間労働を許さない取り組みの強化、②メンタルヘルス・パワハラ防止対策のための取り組みの強化、③社会全体で過労死等ゼロを目指す取り組みの強化—の3つを柱とする「過労死等ゼロ」緊急対策が発表されました。中でも違法な長時間労働を放置する企業に対しては、企業名を行政指導段階で公表できるよう、基準改定の通達（平成29年1月20日付 基発0120第1号）も発出されています。

そして去る5月10日、昨年10月から今年3月までにこの公表基準に該当した334件の違反企業名が初めて公表されました。違反内容は、36協定（労働者に1日8時間、週40時間という法定労働時間を超えて労働させる場合や、休日に労働させる場合には、あらかじめ労働組合と使用者で書面による協定を締結しなければならないことなどを定めた協定）に抵触した労働基準法違反はもちろん、外国人実習生などに対する最低賃金法違反や労働者派遣法違反等もあり、違法な長時間労働や賃金不払い、また建設・製造業における労災防止（労働安全衛生法）義務違反などが目立つ結果となりました。

なお、違法残業に関しては、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が今年1月20日に策定されています。

これは、労働者が自己申告した労働時間と、企業側が記録した労働時間に乖離がある場合、企業側に実態調査の実施を課し、労働時間を正確に把握する義務があると定めています。さらにこの労働時間に関して、厚労省は「2020年には従業員の残業時間を公表するよう大企業に義務付ける」と発表しました。企業は月当たりの平均残業時間を年1回開示するよう求められ、従わなければ処分を受けるとのことです。

このように、労働環境の整備はますます複雑化しています。リスク回避のためにも、是非とも早めの対策で備えておかれることをお勧めいたします。

社・本郷 税理士法人 HR室
（スタッフ30名）
社・本郷 社会保険労務士法人
所在地：〒160-0022
東京都新宿区新宿4丁目1番6号
JR新宿ミライナタワー28階
TEL：03-5909-5708
支部：福岡、沖縄
主な業務：人事関係相談業務（就業規則の作成、人事制度構築）、労働・社会保険申請書類作成等の支援、給与計算など

「あなたが
心がけている
エコ」

私のエコは、とりあえず早寝早起き、それと車のエコ・モード運転です。また、ゴミの分別・リサイクルは基本ですが、加えて余分なエネルギーを使わないようコマメに電気やガスを消し、雷対策も兼ねてなるべくコンセントを抜き、かつ電化製品を買い換える時は節電仕様のもので購入……。けれど暑がりど寒がり同居している家なので、地球温暖化対策の効果のほどはかなり不明です。（小野）

非上場株式の評価方法の見直し



増谷磨耶

(ますたにまや)

● 法人第二部

平成29年度税制改正により、非上場株式の評価方法を、より実態に即した適切な評価にするとして、類似業種比準方式の算式や評価会社の規模区分の見直しが行われました。この改正は、平成29年1月1日以後の相続・贈与等により取得した財産の評価について適用となります。

① 類似業種比準方式の見直し

(1) 類似業種の株価

最近の株価の動向を踏まえると、株価の急激な変動を平準化するには2年程度必要と考えられることから、類似業種の上場株式の株価は、課税時期の属する月以前2年間の平均株価も使用できるようになりました。

(2) 類似業種の比準要素の計算

より適切な時価を算出するため、類似業種の比準要素の数値について、連結決算を反映させることとなりました。

(3) 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重

実際の株価と評価額との乖離が少な

く、適正に時価が算出される要素の比重を上場会社のデータに基づき検証した結果、これら3つの要素（配当：利益：簿価純資産）の比重が1:3:1から1:1:1となるよう、類似業種比準方式の算式が改正されました。

【改正前】	$\text{類似業種の株価} \times \left(\frac{1 \text{株当たりの配当}}{\text{類似業種の1株当たりの配当}} + \frac{1 \text{株当たりの利益}}{\text{類似業種の1株当たりの利益}} \times 3 + \frac{1 \text{株当たり簿価純資産}}{\text{類似業種の1株当たり簿価純資産}} \right) \times \left[\begin{array}{l} \text{【割増率】} \\ 0.7(\text{大会社}) \\ 0.6(\text{中会社}) \\ 0.5(\text{小会社}) \end{array} \right]$
【改正後】	$\text{類似業種の株価} \times \left(\frac{1 \text{株当たりの配当}}{\text{類似業種の1株当たりの配当}} + \frac{1 \text{株当たりの利益}}{\text{類似業種の1株当たりの利益}} \times 1 + \frac{1 \text{株当たり簿価純資産}}{\text{類似業種の1株当たり簿価純資産}} \right) \times \left[\begin{array}{l} \text{【割増率】} \\ 0.7(\text{大会社}) \\ 0.6(\text{中会社}) \\ 0.5(\text{小会社}) \end{array} \right]$

①改正前に「課税時期の属する月以前2年間平均」を追加
②連結会計上の数字に見直し
③利益要素の比重を3→1に変更
※分母を5→3に変更

【利益が多い会社】 自社株評価 が低くなる	【簿価純資産が大きい会社】 自社株評価 が高くなる	【改正による影響】 これまで利益が出ている会社は赤字になると株価が大幅に安くなる可能性がありました。今後は以前ほど安くはならないと思われます。
------------------------------------	--	---

② 会社規模の判定基準の見直し

取引相場のない株式等の評価の際の会社規模の判定基準における「大会社」及び「中会社」の総資

産価額（帳簿価額によって計算した金額）、従業員数及び直前期末以前1年間における取引価額について近年の上場会社の実態に合わせて改正されました。

これは近年の金融取引所の再編、上場審査基準などの実態変化に合

わせて、会社規模の判定基準の見直しを行ったものです。

この見直しで、以前より大きな会社区分に該当することとなる場合には、算定評価額に占める類似業種比準価額の割合が上がるため、株式の評価額が下がる可能性があります。

③ まとめ

評価方法の見直しにより、類似業種比準価額の算定に使用する類似業種の株価、1株当たりの配当・利益・簿価純資産価額の数値が変更

となるため、平成29年の自社株式の評価についてはこれらの数値の公表後に確認する必要があります。

「あなたが
心がけている
エコ」

私が日常生活の中で心がけて実践しているエコは、仕事や日常で使う消耗品、ペンなどは使い捨てでなく詰め替え用のものを使用することなどです。物を購入する際には、電球ならLEDを選ぶなど、より長持ちし、消費電力の少ないものを選ぶよう意識しています。これはお財布にも優しく、忙しい中でも実行できますので、お勧めです。(増谷)

外国と日本に本店・支店等がある法人の 所得金額計算



藤田晃久 ●法人国際部
(ふじたあきひさ)

平成28年4月1日以降の事業年度から、外国と日本に本店・支店等がある法人の所得金額の計算方法が変わりました。改正点についてご説明いたします。

①所得金額計算は「総合主義」から「帰属主義」へ

改正前は、外国に本店がある法人の日本支店等*に対する所得金

額の計算は、同法人が日本で得たすべての所得（国内源泉所得）を所得金額に含める「総合主義」を採用していました。今回の改正では、日本の支店等を本店から独立した企業とみなし、支店に帰属する所得の

みを対象とする「帰属主義」に改めています。

※支店等とは恒久的施設のことを指し、支店以外に事業の管理場所、事業所、工場、作業場等が恒久的施設に該当します。また、これらの他にも詳細な規程がございます。

②外国法人の日本国内にある支店等の所得金額計算

外国法人の本店が日本の支店等を介さず、直接日本国内にある他の取引先と取引した場合の所得金額は、

あくまで外国法人の本店に帰属することとなるため、日本の支店等の所得金額には含まれないことになります。従来は、この所得が日本の支店等の所得として計算されていました。

た際の所得金額は、従来と同様、日本支店等の所得となります。

なお、日本国内に本店があり、外国に支店等がある日本法人の場合も、その支店等は日本法人の本店から独立した企業とみなして所得金額を計算します。

もちろん、外国に本店がある法人の日本支店等が日本の取引先と取引し

③外国法人の本店と日本の支店等との内部取引

外国法人の本店と日本の支店等

との間で、資産の移転や役務の提供等の取引があれば、支店等を独立企業とみなして本支店間で取引が行われたものとし、日本の支店等の法人税の所得金額を計算します。

従来はこの内部取引が所得金額に含まれなかったため、注意が必要です。

なお、日本に本店があり、外国に支店等がある日本法人の内部取引も同様の扱いとなります。

④内部取引に対する移転価格税制の取扱い

内部取引の対価が第三者間で

取引した際の価格と異なることにより、日本国内の支店等又は本店の法人税の所得金額が過少となる場合、その内部取引は第三者間にお

いて適用される価格（独立企業間価格）により取引したものとして取扱われます。

詳しくは法人国際部までお問い合わせください。 ● TEL : 03-5323-3537 mail : tp@ht-tax.or.jp

もう悩まない 事業承継・M&A 徹底解説

業種別M&Aの動向～人材派遣業～

辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社 代表取締役 社長執行役員 荒井 洋一

今回は介護事業のM&Aの概要についてご説明いたしました。引き続き業種別M&Aの動向として、今回は人材派遣業のM&Aが増えていく背景とポイントなどについて解説いたします。

以前は、常時雇用の労働者のみを対象とする「特定労働者派遣事業（届出制）」と、登録型や臨時、日雇いなど常用以外の労働者を対象とする「一般労働者派遣事業（許可制）」という区分がありましたが、2015年の労働者派遣法改正で許可制の「労働者派遣事業」に一本化されています。この改正により、労働者派遣事業を行うすべての者が、厚生労働大臣の許可を受けなければならなくなりました。

労働者派遣事業の特徴としては、派遣先の業況及び制度改正等による市場環境の変化に影響を受けることや、派遣人材の質の維持が重要となることなどが挙げられます。

派遣先の業況が事業に影響を与えることは、2008年のリーマンショッ

クの際に「派遣切り」という言葉が広がり、派遣労働者の受け入れ先企業による雇い止めにつながったことからも分かると思います。また、1986年の労働者派遣法の施行以来、規制緩和とともに市場は拡大を続けていきましたが、リーマンショック以降は規制が強化され、現状の市場規模は大きく縮小。2008年度のピーク時に7兆7,892億円だった労働者派遣事業全体の売上高は、2014年度には5兆4,394億円まで落ち込みました。一方で労働者派遣事業所数はほぼ横ばいとなっているので、競争は激化していると考えられます。

競争力を生み出すために欠かせないのが、派遣人材の質です。企業の要求する水準に見合う人材をより多く、安定的に確保するためには、人材の見極めはもちろんですが、ビジネスマナー等の教育、専門的なトレーニング、カウンセリングなどの体制を充実させていく必要があります。これが派遣会社を営む経営者にとっての悩ましい課題となっています。

このように、2008年以降の景

気の悪化や規制の強化、質の高い人材を維持することの難しさなどから、M&Aによる売却を希望される中小の派遣会社が増加しています。大企業への譲渡によるシナジー効果で、人員の稼働率の改善や、教育訓練体制・採用力の強化を狙っているのです。

そんな労働者派遣業界でのM&Aを考える際、注目すべきポイントはいくつかあります。

まずは取引先の数とその関係性です。高い評価を受けることが多いのは、取引先が分散している企業で、大口先への売上依存度も評価に影響します。そしてやはり抱えている人員の能力や技術力、得意領域なども重要。また、社会保険への加入状況も見逃せないポイントで、未加入の人員は企業価値を落とす原因になります。

このように税務・ビジネス的な論点が多くなっているのが人材派遣業のM&Aとなりますので、検討の際には関与税理士等にご相談なさることをお勧めします。

「あなたが
心がけている
エコ」

ペットボトルの使用をなるべく減らすために休日は水筒を持ち歩くようにしています！最近の水筒はおしゃれで保温、保冷機能がすばらしいものが多く、選択に迷います！（荒井）

脈動するインバウンド市場 vol.14

感性の押し売りをしていませんか？

日本人には心地よく感じられたり、宣伝になるような言葉や表現が、外国人にはまったく通用しないことがあります。訪日外国人を受け入れるためには、日本人向けのツールを翻訳するだけでなく、呼び込みたい外国人の感性に訴えかけることが必要になります。



美味しそうな和牛が 伝わらない

上等な赤身の肉を熟成肉として楽しむなど、日本人が西洋風の肉の楽しみ方を知っているように、霜降りのある和牛は「WAGYU」と呼ばれ、外国人の間でも人気が高まっています。(今では国産和牛とは別に“外国産和牛”がオーストラリアやカナダ等で飼育されています)

しかし、我々が和牛といわれて頭に思い浮かべる、しゃぶしゃぶやすきやきの「生肉」が皿に載っているような状態は、多くの外国人にとっては美味しそうには見えないようです。食材である生肉の状態の高級和牛を見た場合、多くの日本人は美味しそうだと認識しますが、外国人にとっては調理前の食材にしか見え、美味しそうだと認識できないのです。我々が「和牛」、「すきやき」、「しゃぶしゃぶ」などで想像する画は生肉ではないでしょうか？ これらを画像検索してみると、ほぼ生肉の画像が表示されると思います。その感性のまま、外国人向けのメニューやパンフレットに和牛の生肉を載せても全く響かない結果になります。

虫の音って何？

「ミンミンと蝉時雨が聞こえると、夏を感じる」とか「秋には鈴虫の音色を楽しむ」といった感性はあまり(特に西洋人

食のビジュアルに対する感じ方の違い



には馴染みが無いようです。これは、虫や動物の鳴き声、せせらぎなどの環境音を日本人は左脳で聞き、西洋人は右脳で聞いているからだと言われ、脳の構造が違うために西洋人にとってはノイズにしか聞こえないのだそうです。ただ、これは日本人の感性が優れているわけではなく、環境や脳の構造で感じ方が違うため、日本人と同じ表現でアピールしても、理解されづらいということです。

ただ、このノイズにしか聞こえないなりに、日本の映画やアニメなどを通じて「こうした虫の鳴き声が情緒的

な表現で用いられることがある」という認識は広がっているようで、「日本ではこうした楽しみ方をしている」という解説をすると、ノイズだと思っていたものを音楽と同等に聞く文化が日本にはあるのだと、驚きを感じてもらえるでしょう。(気に入るかどうかは別の問題ですが……)

このように、日本人が何気なく感じていることと、外国人の感じていることには差があります。外国人のパンフレットなど、受け入れツールを作るには、こうした文化や感性の差にまで配慮して原稿を作る制作会社を選びたいものです。

徳田孝司の マルトク 「月刊 トク堂」

#11 生産人口が3,400万人減る
～ボロ勝ち・ボロ負けの時代?～

1. 生産人口・消費人口がいなくなる

下表をご覧ください。2020年を基準とすると、それまでの25年で日本の総人口は147万人減、また25年後の総人口は2,189万人減と、今後相当のスピードで人口減少が進んでいくことが予想されます。特に生産年齢である15～64歳までの減少幅が大きく、2020年までの25年で1,385万人減、その後の25年で1,988万人減となり、この50年で実に3,400万人近くの生産人口が減る計算になります。2030年に訪日観光客を6,000万人とする国家ビジョンはあるものの、せいぜい600万人程度の人口増効果しかありません。い

ずれにしろ、生産年齢・消費年齢の人口が短期間にこれほど減ることで、当然ですが、経済全般や企業経営に甚大な影響が出ると考えられます。

2. マクロは「国」の財政破綻?

国の財政は法人税、所得税、消費税等の税金で支えられていますが、これらはいずれも企業収益や個人の所得、個人の消費に起因して課税されるものです。その元になる生産活動や消費行動が生産年齢人口の減少により大きく落ち込むことになれば、税収にも多大な影響を及ぼします。国の借金が1,000兆円を超えている現状を考えると、ことはより深刻

です。消費税率を上げるのにも限界があり、結果、財政破綻が現実味を帯びてきます。

3. さて、ミクロは?

生産年齢の急激な減少、マーケットの縮小により、いままで以上に“勝”と“負”がハッキリすることは間違いありません。

人を確保できる会社と確保できない会社、仕事をとれる会社ととれない会社、お金がある会社とない会社、ボロ勝ちとボロ負けの二極化が加速する、未体験の時代に入ったといえます。

徳田孝司 トク

日本全国の人口推移(過去・将来50年)

(単位:千人)

西暦	総数	増減(累計)	0~14歳	増減(累計)	15~64歳	増減(累計)	65歳以上	増減(累計)
1995年	125,570	1,470	20,033	5,465	87,260	13,852	18,277	▲17,847
2000年	126,926	2,826	18,505	3,937	86,380	12,972	22,041	▲14,083
2005年	126,205	2,105	17,585	3,017	84,422	11,014	25,761	▲10,363
2010年	127,413	3,313	16,933	2,365	81,174	7,766	29,307	▲6,817
2015年	126,904	2,804	16,152	1,584	77,198	3,790	33,554	▲2,570
2020年	124,100	0	14,568	0	73,408	0	36,124	0
2025年	120,659	▲3,441	13,240	▲1,328	70,845	▲2,563	36,573	449
2030年	116,618	▲7,482	12,039	▲2,529	67,730	▲5,678	36,849	725
2035年	112,124	▲11,976	11,287	▲3,281	63,430	▲9,978	37,407	1,283
2040年	107,276	▲16,824	10,732	▲3,836	57,866	▲15,542	38,678	2,554
2045年	102,210	▲21,890	10,116	▲4,452	53,531	▲19,877	38,564	2,440

出典:「人口推計」(総務省統計局)より再構成 / 2015年以降は予測

「あなたが
心がけている
エコ」

歩くのは嫌いじゃないので、出来るだけ歩くことぐらい。8000歩あたりが身体にはちょうどいいようなのですが、1万歩を超えることも時々あり、むしろ少し抑えないといけない感じです。それよりも歩き方が大事で、大腿でいくらか早足を心がけています。(徳田)

ぶらぶら徳田理事長と行く

ぶらトク

#015

新宿で近代産業遺産を巡るの巻

*ルート

新宿観光案内所(平成28年12月オープン)→旧淀橋浄水場六角堂(明治39年～昭和2年頃竣工)→歌舞伎町開発記念碑(昭和32年製作)→馬水槽(明治39年竣工)→伊勢丹新宿本店本館(昭和8年竣工)→名曲喫茶らんぶる(昭和30年竣工)

衣装協力: KIMONO RENTAL Tokyo135° +one 新宿高島屋



今回のパートナー

東京北エリアマネージャー
新宿アルタ支部 所長 税理士 **小松 悟**さん
税務全般を経験しているオールラウンダー税理士。
今回は、歴史散歩に合わせて和服で登場。

Shinjuku MAP



馬水槽
はすいどう

明治39年に旧・東京市役所前(有楽町)から移転した馬水槽。歴史を感じます!

ここから歌舞伎町は生まれたんだなあ

歌舞伎町
開発記念碑



伊勢丹新宿本店本館

昭和8年竣工。アールデコ調の装飾が目目を引く、新宿を代表するランドマーク。

甲州街道と青梅街道の分岐点だったんだね



飲み水を供給した玉川上水もありますね

新宿センタービル

新宿中央公園

新宿駅
新宿アルタ支部

JR新宿ミライナタワー
辻・本郷 税理士法人
新宿本部

旧淀橋浄水場六角堂



いまと昔が交錯して
おもしろい景色ですね

かつては富士山が見えると親しまれてきた見晴台に建つ六角堂。



名曲喫茶らんぶる

昭和レトロが残る佇まいに二人とも感動。特に地下の吹き抜け空間は必見!



新宿のフリーペーパー「新宿plus」。今回の散策に役立ちました。



新宿観光案内所

まさに新宿の知恵袋。今回の散歩旅をプランニングをしていただきました。



書き足してきた新宿にも知らないことがたくさんありました。

- ★★★★=大満足、プライベートでも行こうかな!
- ★★★=面白かったよ、機会があったらまた挑戦しよう。
- ★=[.....]



オフショットが見られる、ぶらトクFacebookはこちら。

早速、ミライナタワーの近くにできた新宿観光案内所へ。地域の歴史を物語る近代産業遺産の存在を教えてもらい、行き先が決定! 最初の目的地、旧淀橋浄水場六角堂を目指します。

都庁周辺は、実は大きな浄水場の跡地。小松さんは、「ここに広大な貯水池があったんですか?」と驚きを隠せない様子。その後、いくつかの史跡を巡った後に理事長が感動したのは、伊勢丹新宿本店本館と追分交差点。「街道の分岐点で江戸を感じ、目の前に戦前の立派な建物がある。時代を飛び越えるね」と、名曲喫茶らんぶるで至福のケーキセットを楽しみながら、今日の散策を振り返っていました。

2017年4月から新宿アルタ支部の所長になった小松さん。もっと新宿のことを知りたいと思ひ、理事長と新宿を散策してみることにしました。

明治の戦前の時代にタイムトラベル!

T O K Y O

HEART
RHYTHM
CLINIC

東京
ハートリズム
クリニック

東京ハートリズムクリニックは、
不整脈治療に特化した循環器内科です。
すべての不整脈を治療対象とし、
薬・カテーテルアブレーション・
ペースメーカーを用いて治療します。

「不整脈と診断されたら、
不整脈治療スペシャリストの
当院へご相談ください」

院長 桑原大志



私たちは不整脈治療に特化した
クリニックです。

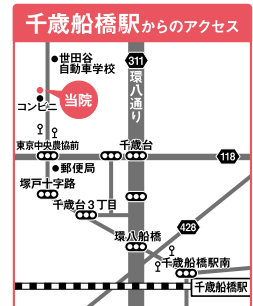
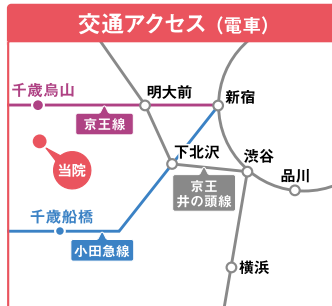
幻冬舎より
好評発売中



当クリニック院長
桑原大志 著

発作ゼロ・再発ゼロをめざす
「心房細動」治療

症状がなくても要注意！
～脳梗塞を防ぐ 心房細動の最新治療～
心房細動の基礎知識、治療法選び、術
後の過ごし方までをわかりやすく解説
しています。



電車: 新宿駅から京王線千歳烏山駅(準特急11分)、千歳烏山駅下車 南口・西口(南側)より徒歩13分

バス: 京王線千歳烏山駅より京王バス[歳23][丘22]で4分、小田急線千歳船橋駅より京王バス[歳23][丘22]で10分、
「芦花(ろか)高校入口」下車すぐ

当院駐車場: 6台



	月	火	水	木	金	土	日祝
午前 9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	—
午後 13:00~17:00	○	○	○	○	○	—	—

入院(16床) 320列マルチスライスCT
カテーテル手術室 超音波診断装置

東京ハートリズムクリニック

〒157-0063 東京都世田谷区粕谷 3-20-1
tel 03-6371-0700 fax 03-6371-0701
www.tokyo-heart-rhythm.clinic

札幌支部	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森支部	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸支部	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田支部	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈支部	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡支部	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野支部	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白若16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関支部	〒021-0892 岩手県一関市東地主町60番地 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台支部	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島支部	〒960-8114 福島県福島市松浪町4-23 同仁社ビル4階 TEL.024-534-7789 FAX.024-534-7793
郡山支部	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
新潟支部	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越支部	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
水戸支部	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
館林支部	〒374-0024 群馬県館林市本町2-5-48 マルゼンビル6階 TEL.0276-76-2011 FAX.0276-76-2012
深谷支部	〒366-0052 埼玉県深谷市上柴町西4-17-3 TEL.048-571-4619 FAX.048-571-8158
大宮支部	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル18階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷支部	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口東支部	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261
柏支部	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階 TEL.047-165-8801 FAX.047-165-8802
松戸支部	〒271-0092 千葉県松戸市松戸1292-1 シティハイツ松戸205号 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786
船橋支部	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE 6F TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
西新井支部	〒123-0842 東京都足立区栗原3-10-19-307 TEL.03-3848-3767 FAX.03-3848-3791
東京中央支部	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-3 丸の内仲通りビル7階 TEL.03-6212-5801 FAX.03-6212-5802
東京丸の内支部	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-9-1 丸の内中央ビル10階 TEL.03-6212-2830 FAX.03-6212-2831
神田支部	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
新宿アルタ支部	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-32-10 松井ビル8階 TEL.03-5919-2680 FAX.03-5919-2670
代々木支部	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル2階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546
渋谷支部	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762

品川支部	〒108-0074 東京都港区高輪3-26-33 京急第10ビル3階 TEL.03-5791-5731 FAX.03-5791-5732
吉祥寺支部	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル7階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
東大和支部	〒207-0031 東京都東大和市奈良橋5-775 TEL.042-565-1564 FAX.042-563-0189
立川支部	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル10階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
町田支部	〒194-0021 東京都町田市町中1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜支部	〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル4階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
大和支部	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南支部	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
小田原支部	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
甲府支部	〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-228-5722 FAX.055-228-5723
甲府中央支部	〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578
伊東支部	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋支部	〒440-0086 愛知県豊橋市下地町字長池13番地 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋支部	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市支部	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都支部	〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町79番地 ヤサカ四条丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
豊中支部	〒560-0021 大阪府豊中市本町1-1-1 豊中阪急ビル6階 TEL.06-4865-3340 FAX.06-4865-3341
大阪支部	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
堺支部	〒590-0985 大阪府堺市堺区戎島町3-22-1 南海堺駅ビル412号 TEL.072-224-1006 FAX.072-224-1007
神戸支部	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山支部	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島支部	〒730-0051 広島県広島市中区大手町2-11-2 グランドビル大手町9階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
松山支部	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町6-5-10 TEL.089-945-3560 FAX.089-945-3385
北九州支部	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡支部	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分支部	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
延岡支部	〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル(旧第一生命ビル) TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
沖縄支部	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区ビル 1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

編集後記

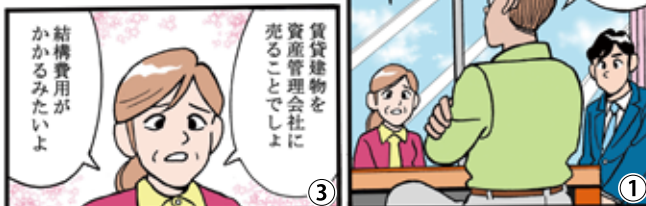
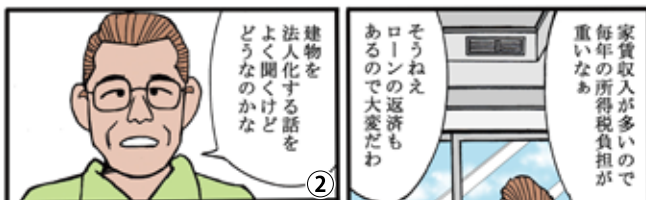
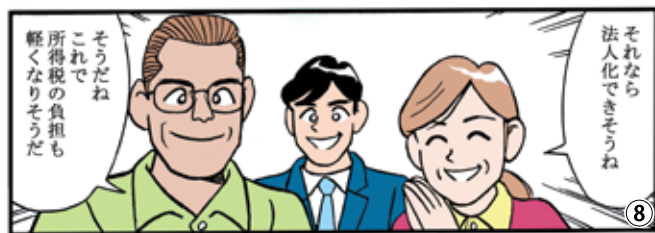
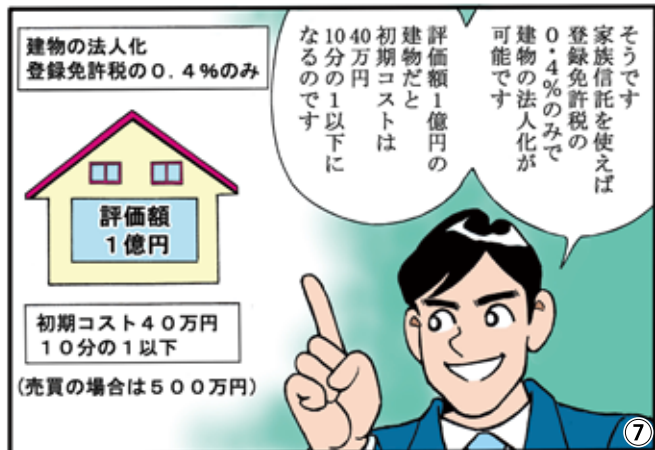
新宿本部がミライナタワーへ移転して、もうすぐ1年。フリーアドレスとペーパーレス化という今までにない試みに、社員も最初は戸惑いを隠せない様子でしたが、今ではすっかりその形態にも慣れ、快適な環境の中で、日々業務をこなしています。辻・本郷の目指すエコ・ファーストが、少しでも皆様のお役に立てる試みとなるよう、これからも努力を重ねていきたいと思います。(佐脇)

エコ・ファースト特集の取材を経験し、個人のレベルでも実践できることを考えるようになりました。そんな折に見かけたのが「ホッチキスの芯は古紙の再生紙工程で支障ありません」という箱書き。どうやら、鉄の芯は再生に支障がないようです。早速、部屋を大掃除し、たくさんの書類を再生紙工程にまわしました。(浦田)

第3回

家族信託をしませんか？

賃貸建物の法人化も家族信託で!



1億円の賃貸建物を資産管理会社に移す場合、移転コストがかかりますが・・・

通常の売買では

500万円かかります!

いわゆる流通税として、登録免許税2%のほか、不動産取得税3%が必要です。

家族信託なら

40万円で可能です!

登録免許税の0.4%のみで、不動産取得税はかかりません。

辻・本郷 税理士法人では、弁護士、司法書士とアライアンスを組んで、皆様のため、家族信託のサービスを提供させていただいております。家族信託は、オーダーメイドの契約です。まずは、お気軽にご相談ください。

お申し込み＆お問い合わせ

Tel. 03-5323-3325

【受付時間】 9:00 ~ 17:30
※土日・祝日・年末年始除く



辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

新宿本部
〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー 28階
<http://www.ht-tax.or.jp>

辻・本郷

検索

